

平成30年度の国民健康保険税

税務課 市民税係 ☎773-6668

国民健康保険税の税率表

平成30年度から国民健康保険税の税率が変わります。

	変更前			変更後		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割（加入者の前年所得に対して）	6.86%	2.25%	2.01%	5.87%	2.55%	1.97%
均等割（加入者1人あたり）	25,200円	11,100円	14,400円	21,500円	14,500円	14,700円
平等割（1世帯当たり）	22,300円			21,000円		
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円	580,000円	（変更なし）	（変更なし）

低所得者にかかる保険税が軽減拡充

平成30年度から国民健康保険税の軽減判定の所得額が変更され、対象範囲が拡充されます。

軽減割合	変更前	変更後
7割	総所得金額が330,000円以下の世帯	（変更なし）
5割	総所得金額が (270,000円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+330,000円以下の世帯	総所得金額が (275,000円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+330,000円以下の世帯
2割	総所得金額が (490,000円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+330,000円以下の世帯	総所得金額が (500,000円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+330,000円以下の世帯

特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、継続して同一世帯に属する人（世帯主の異動があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります）

国民健康保険納税通知書の発送日

納税通知書の発送日は、普通徴収（納付書または口座振替）が6月15日(金)、特別徴収（年金天引き）が8月中旬です。

国民健康保険の届出は速やかに

国民健康保険の加入・脱退の届出は、異動が生じた日から14日以内に行ってください。

- 加入の届出が遅れると
 - ・資格を得た月までさかのぼり、国民健康保険税を納めなければなりません。
 - ・保険証がない期間に医療を受けると、その医療費は全額自己負担となります。
- 脱退の届出が遅れると
 - ・納める必要のない国民健康保険税が課税されます。
 - ・社会保険の加入後に国民健康保険の保険証を使用して医療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費を返還していただきます。

国民健康保険税の減免

世帯所得が著しく減少して生活が困難となったときや、災害で重大な損害を受けたときは、世帯状況や損害の程度に応じて国民健康保険税を減免できる場合があります。減免を受けるには、毎年申請が必要です。詳しくは、市民税係にお問い合わせください。